

墨田区告示第332号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、既に認可した地縁による団体の告示に係る事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年8月4日

墨田区長 山 本 亨

- 1 名称  
堤通一丁目町会
- 2 事務所  
東京都墨田区堤通一丁目7番11号
- 3 代表者の氏名及び住所  
氏 名 山下 洋  
住 所 墨田区堤通一丁目1番1-1108号
- 4 告示した事項のうち変更があった事項及び内容  
(1) 代表者の氏名及び住所を次のように改める。  
氏 名 山下 洋  
住 所 墨田区堤通一丁目1番1-1108号